

鈴鹿市立学校施設の目的外使用に係る使用料に関する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第1号

鈴鹿市立学校施設の目的外使用に係る使用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例（昭和28年鈴鹿市条例第4号。以下「条例」という。）その他別に定めるもののほか、条例第6条第1項に規定する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(条例第6条第2項の特別の事由があると認める場合等)

第3条 条例第6条第2項の特別の事由があると認める場合は、次のとおりとする。

(1) 構成員のうち身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が3分の2以上である団体が学校施設を使用するとき。

(2) 構成員のうち市内に在住する中学生以下の者が使用者の3分の2以上である団体が学校施設を使用するとき。

(3) 条例第4条第1項第3号に掲げる団体が学校施設を使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用料を免除することが適当と認めたとき。

2 条例第6条第2項の規定により免除することができる使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる場合 屋内運動場若しくは武道場又は会議室若しくは特別教室に係る使用料（屋内運動場の冷暖房設備に係る使用料を除く。）

(2) 前項第3号に掲げる場合 屋内運動場若しくは武道場又は会議室若しくは特別教室に係る使用料（屋内運動場の冷暖房設備に係る使用料を含む。）

(3) 前項第4号に掲げる場合 免除することが適当であると認めた額

(使用料の免除の申請等)

第4条 条例第6条第2項の規定による免除を受けようとするものは、学校施設使用料免除申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除することが適當であると認めたときにあっては学校施設使用料免除承認通知書（第2号様式）により、適當でないと認めたときにあっては学校施設使用料免除不承認通知書（第3号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(使用料の免除の取消し)

第5条 市長は、前条第2項の規定により免除したものが第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、当該免除の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により免除の承認を取り消したときは、学校施設使用料免除承認取消し通知書（第4号様式）により当該取消しを受けたものに通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、使用料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の目的外使用に係る使用料について適用する。

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

（宛先）鈴鹿市長

申請者

住所

氏名

電話番号

学校施設使用料免除申請書

学校施設の使用料の免除を受けたいので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に係る使用料に関する規則第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

使用目的	
使用学校名	
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年　月　日（　）　時　から 年　月　日（　）　時　まで
免除を受けようとする施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面） <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ <input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用）
免除を受けようとする理由	

第2号様式（第4条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

学校施設使用料免除承認通知書

月 日付けで申請のあった学校施設の使用料の免除について、次のとおり承認しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に係る使用料に関する規則第4条第2項の規定により通知します。

使用目的	
使用学校名	
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで
免除する施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 (<input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面) <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 冷暖房設備 (<input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用)
免除する理由	
その他	

第3号様式（第4条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

学校施設使用料免除不承認通知書

月 日付けで申請のあった学校施設の使用料の免除について、次の理由により承認しないこととしましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に係る使用料に関する規則第4条第2項の規定により通知します。

使用目的	
使用学校名	
使用期間	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで
免除を希望した施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 (<input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面) <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 冷暖房設備 (<input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用)
承認しない理由	
その他	

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつた日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつた日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第4号様式（第5条関係）

鈴 第 号
年 月 日
様

鈴鹿市長

学校施設使用料免除承認取消し通知書

年 月 日付け鈴 第 号で通知した学校施設の使用料の免除の承認について、次のとおり取り消しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に係る使用料に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

使用目的	
使用学校名	
使用期間	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで
取り消した内容	
取り消した理由	
その他	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。